

福岡空港駐車場管理規程

福岡国際空港株式会社

(名称)

第1条 駐車場の名称は、福岡空港駐車場（以下「駐車場」という。）とする。

(管理者)

第2条 駐車場の管理者は、福岡国際空港株式会社（所在地：福岡市博多区大字下臼井782番地1、以下「管理者」という。）とする。

(通則)

第3条 駐車場の利用に関する事項は、この規程による。

(規程の遵守)

第4条 駐車場利用者（同乗者を含む、以下「利用者」という。）は、この規程を遵守しなければならない。

(営業時間)

第5条 駐車場の営業時間は24時間とする。

(営業休止)

第6条 駐車場の営業は、次の各号の一に該当する場合には、全部または一部の営業を休止することがある。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設または器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事、清掃、消毒その他管理上必要があると認められる場合
- (4) 国土交通省当局より営業休止を命じられた場合
- (5) その他やむを得ない事由があると認められる場合

(駐車車両の種類)

第7条 駐車場を利用できる自動車（以下「車両」という。）は、道路交通法第2条第1項9号の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）及び第10号の原動機付自転車とする。

(駐車料金)

第8条 駐車料金は、別表のとおりとする。

(不正利用者に対する割増料金)

第9条 管理者は、利用者が所定の駐車料金を支払わないで出場し、又はしようとしたときは、所定の料金のほかに、その2倍に相当する額の割増料金を収受することができる。

(駐車料金の免除)

第10条 管理者は、第6条の各号に該当する場合において駐車場の全部の営業を中止した時は、保管中の車両の利用者に対し、その期間の駐車料金を免除する。その他やむを得ない事情があると認められるときは、免除することができる。

(入場及び駐車位置)

第11条 利用者は、入場する際に駐車場入口において駐車券を受取り、駐車券は出場するまで携帯しなければならない。

- 2 利用者は、入場後駐車枠内又は管理者の指示した場所に駐車しなければならない。
- 3 管理者は、警備または安全管理上必要な場合は、駐車位置を変更することができる。

(駐車拒否)

第12条 管理者は、駐車場が満車であるとき駐車受付を停止するほか、次の各号の一に該当する場合は、駐車を拒否し、又は駐車場への入場を拒否することができる。

- (1) 駐車場の施設もしくは器物を毀損、または汚損するおそれがあるとき
 - (2) 他の車両及びその積載物若しくはその取付物を毀損、又は汚損するおそれがあるとき
 - (3) 車両が引火物、爆発物その他の危険物を搭載、又は取り付けているとき
 - (4) 非衛生的なものを搭載、若しくは搭載物から液汁を出しているもの、又は搭載物をこぼすおそれのあるもの
 - (5) 著しい騒音や排気ガス若しくは臭気を発するとき、又は発するおそれがあるとき
 - (6) 運転者が酒気を帯びているとき又は無謀な運転をするおそれがあるとき
 - (7) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき
 - (8) 民間駐車場利用者送迎用車両及びレンタカー利用者送迎用車両
 - (9) その他駐車場の管理上支障があると認められるとき
- 2 管理者は、前項各号のいずれかに該当する車両が入場した場合、退去等の措置を講ずることができる。
 - 3 管理者は、第一項各号のいずれかに該当する車両が入場した場合、必要に応じ警察署等へ通報することがある。

(駐車場内の通行)

第13条 利用者は、駐車場内の車両通行について、道路交通法関係法令の定めに基づき、次の各号を守らなければならない。

- (1) 駐車場内では徐行運転をすること
- (2) 追越しをしないこと
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること
- (4) 標識の表示又は管理者の指示に従うこと

(禁止行為)

第14条 利用者及びその関係者は、駐車場内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物等を毀損、または汚損すること
- (2) 喫煙又は火気を使用すること
- (3) たばこの吸いがら、紙くず、空きかん等その他不潔な物を捨てること
- (4) 他の車両の通行及び駐車を妨げること
- (5) 他の利用者に対する寄付の要求、物品の販売等の営業行為、演説、ビラ等の配布、車両受渡等の営業行為及びこれらに類する行為をすること
- (6) 駐車場内で宿泊すること
- (7) その他駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること

- 2 管理者は、利用者が前項各号のいずれかに違反した場合、退去等の措置を講ずることができる。

(交通事故等の届出)

第15条 利用者は、次の場合にはその旨を直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 駐車場において交通事故をひき起こしたとき
- (2) 駐車場の施設若しくは器物又は他の車両、その積載物若しくは、その取付物を滅失、毀損又は汚損したとき
- (3) 駐車場内の車両、その車両の積載物若しくは取付物に異常を発見したとき
- (4) 駐車場において、事故又は犯罪行為を発見したとき

- 2 管理者は、前項の届出があったとき、又は前項各号に掲げる事実を発見したときは、すみやかに必要な措置をとるものとする。

- 3 利用者は、前項の規定により管理者のとりうる措置に協力するものとする。

(出場)

第16条 利用者は、出場の際、駐車場出口の料金所に駐車券を返納し、所定の駐車料金を支払わねばならない。

(出場拒否)

第17条 管理者は、次の各号に該当する場合は、駐車した車両の出場を拒否することがある。

- (1) 利用者が正当の理由なく駐車券を返納しないとき
- (2) 利用者が駐車料金の支払いをしないとき

(事故に対する措置)

第18条 管理者は、駐車場内において事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(駐車券を紛失した場合の手続き)

第19条 利用者は、駐車券を紛失したときは、直ちに所定の出場願に入場日時その他必要な事項を記入して、管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の出場願を提出するときは、記載事項を証明する運転免許証その他証拠書類を管理者に呈示しなければならない。

(駐車期間)

第20条 利用者は、連続して14日以上駐車することはできない。ただし、利用者が書面をもって届け出た場合は、この限りでない。

(保管責任)

第21条 管理者は、利用者が駐車券を受取り入場した時から出場する時まで車両の保管責任を負うものとする。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第22条 管理者は、駐車場に駐車する車両内に残置された貴重品その他積載物又は取付物に関する損害について、一切損害賠償の責を負わない。

(損害賠償に関する免責)

第23条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による人身事故・物損事故
- (2) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における人身事故・物損事故
- (3) 第6条または第18条の規定による措置

(出場による責任の消滅)

第24条 管理者の損害賠償責任は、利用者が損害賠償の請求を留保しないで車両を出場したときは、消滅するものとする。

(利用者の損害賠償)

第25条 利用者は、故意又は過失によりこの駐車場の諸設備又は他の駐車中の車両等に損害を与えたときは、遅滞なくその損害を管理者又は他の被害者に賠償しなければならない。なお、この場合の損害は通常損害だけではなく、利用者が予見可能であるかにかかわらず特別損害を含むものとする。

(引き取りの請求)

第26条 利用者が第20条に定める期間を超えて駐車を続けた場合、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求できるものとする。

2 前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき、又は管理者の過失なくして利用者を確知できないときは、管理者は車両の所有者等（自動車検査証等に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知または駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができるものとする。

この場合において、利用者は当該車両の引渡に伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引き取りがなされないときは引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、管理者の故意または重大な過失によるものを除き、車両に生じた損害について賠償の責を負わないものとする。

(車両の調査)

第27条 管理者は、前条第1項の場合において利用者または所有者等を確知するために必要な限度において、当該車両（車内を含む）を調査することができる。

(車両の移動)

第28条 管理者は、業務上支障があるときは、その旨を利用者または所有者に通知、又は駐車場にて掲示する。その場合、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第29条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引き取りの催告をしたにも拘わらず、その期間内に引き取りがなされなかったときは、催告をした日から90日を経過した後、利用者へ通知し、又は駐車場において掲示

して予告した上で、第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他処分をすることができるものとする。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対して通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車場料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときは利用者へ返還するものとする。

（実施に関し必要な事項）

第30条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（管轄裁判所）

第31条 この規程に関する争いは、福岡地方裁判所及び福岡簡易裁判所を専属的管轄裁判所とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より適用する。

(別表)

駐車料金表

(消費税を含む)

車両区分	時間	料金
普通自動車	国内線	
	1 時間毎	200 円
	24 時間毎最大	2,400 円
	国際線	
1 時間毎	200 円	
24 時間毎最大	1,000 円	
大型車	国内線	
	1 時間毎	600 円
	24 時間毎	7,200 円
	国際線	
1 時間毎	600 円	
24 時間毎	3,000 円	
自動二輪車	国内線	
	1 時間毎	100 円
	24 時間毎	1,200 円
	国際線	
1 時間毎	100 円	
24 時間毎	500 円	

※入場から 30 分以内の出場に限り無料 (普通車、大型車、自動二輪車)

※障がい者割引・・・上記料金の 50%